

令和4年度

明日のかがやく産業創出補助金

(融資利子補給補助金)

【募集要項】

(対象)

令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)
の間に新規創業または第二創業を志す方

(応募期間)

令和4年11月14日(月)～令和4年12月28日(水)

城陽市まちづくり活性部商工観光課



(目 次)

1	趣旨	2
2	補助対象事業者	2
3	支援内容	4
4	手続きの流れ	5
5	内容の審査	6
6	指定の決定について	6
7	書類の提出先、お問い合わせ	6
8	指定申請	6
	(1) 提出期限	6
	(2) 提出書類	6
9	指定決定～交付申請	7
	(1) 提出書類	7
10	その他	8
	【参考】京都信用保証協会の保証対象業種	9

1 趣旨

城陽市創業支援補助金は、新たに創業する者や第二創業を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部を補助することで、市内における定住及び駅周辺のにぎわいづくりを促進し、地域を活性化させることを目的としています。

2 補助対象事業者：次の（１）から（９）までの条件をすべて満たす事業者

（１）令和４年４月１日～令和５年３月３１日中に新規創業または第二創業を志す者であること。

新規創業	<ul style="list-style-type: none">・事業を営んでいない個人が、新たに独立して事業を開始すること。・又は、新たに法人を設立して当該法人の事業を開始すること。
第二創業	<ul style="list-style-type: none">・既に事業を営んでいる個人または法人が先代から事業を引き継いだ場合に、業態を転換し、または新事業・新分野に進出すること。

※第二創業においては、新事業（事業承継前に営んでいた既存事業と日本標準産業分類の中分類が異なる事業）に展開する事業であることを要します。多角化のみでは対象外です。

（２）市内に住所及び事務所（法人にあっては、事務所）を有する者又は有することとなる者であること。

※個人事業主の場合は住民票、法人の場合は履歴事項全部証明書により確認。

（３）京都信用保証協会の対象業種（９ページ参照）に該当する事業を行う者であること。

※所在地、企業規模及び対象事業のすべてを満たすことが必要となります。

（４）市税等（地方税法附則第５９条第１項の規定による徴収の猶予を受けているものを除く。）を完納している者であること。

※市税等とは、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第５条に規定する税を言い、税金（新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予を受けているものを除く。）に滞納がないことが条件となります。

（５）新規創業または第二創業を行う年度以前に京都府中小企業制度融資又は城陽チャレンジスクエア参画金融機関が取り扱う創業を支援することを目的とした融資を利用した者又は利用する予定の者であること。

※以下のものが対象となります。

○京都府中小企業融資制度 産業活力推進融資 開業・経営承継支援資金
＜取扱金融機関＞

- ・京都銀行 ・南都銀行 ・滋賀銀行 ・関西アーバン銀行 ・福邦銀行
- ・京都信用金庫・京都中央信用金庫・京都北都信用金庫・近畿産業信用組合
- ・京滋信用組合・商工組合中央金庫

○城陽チャレンジスクエア参画金融機関の創業時に利用できる融資全般
＜取扱金融機関＞

- ・日本政策金融公庫・京都銀行・南都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫

※城陽市中小企業低利（マル城）融資、日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金（マル経）融資は対象外です。

（6）城陽市の地域の活性化に資する事業内容を実施する者であること。

※（3）の要件に該当すれば、業種は問いません。

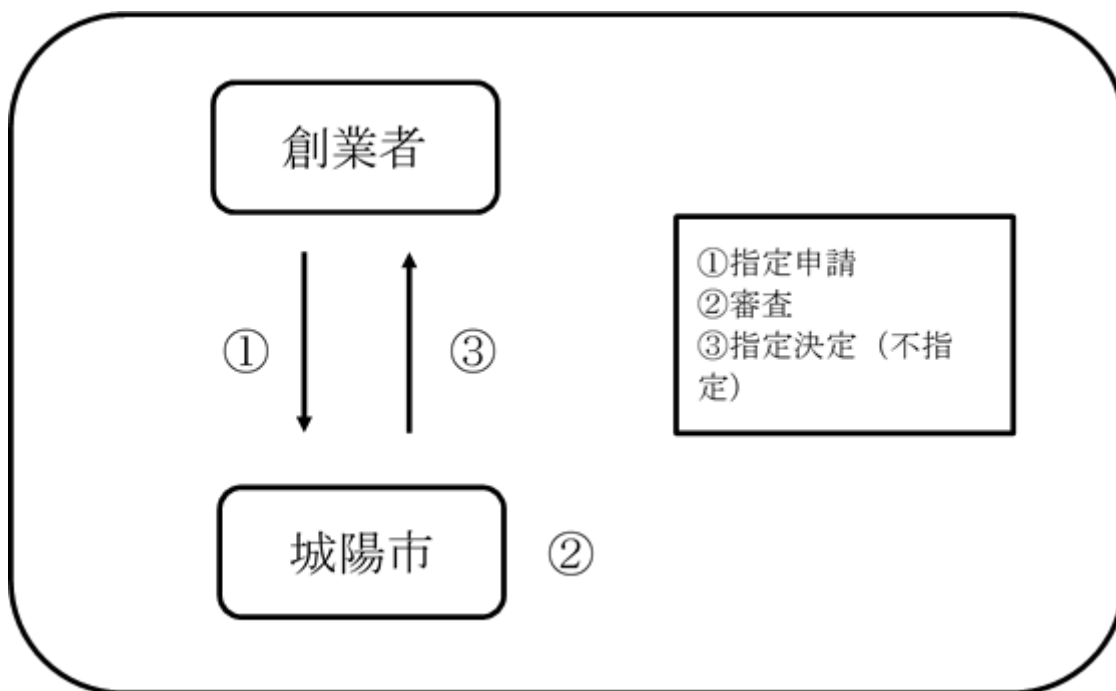
（7） 城陽市暴力団排除条例（平成25年城陽市条例第28号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（8） フランチャイズ契約又はこれらに類する契約に基づく事業を行わないこと。

（9） 会社法第2条第3号に該当する子会社でないこと。

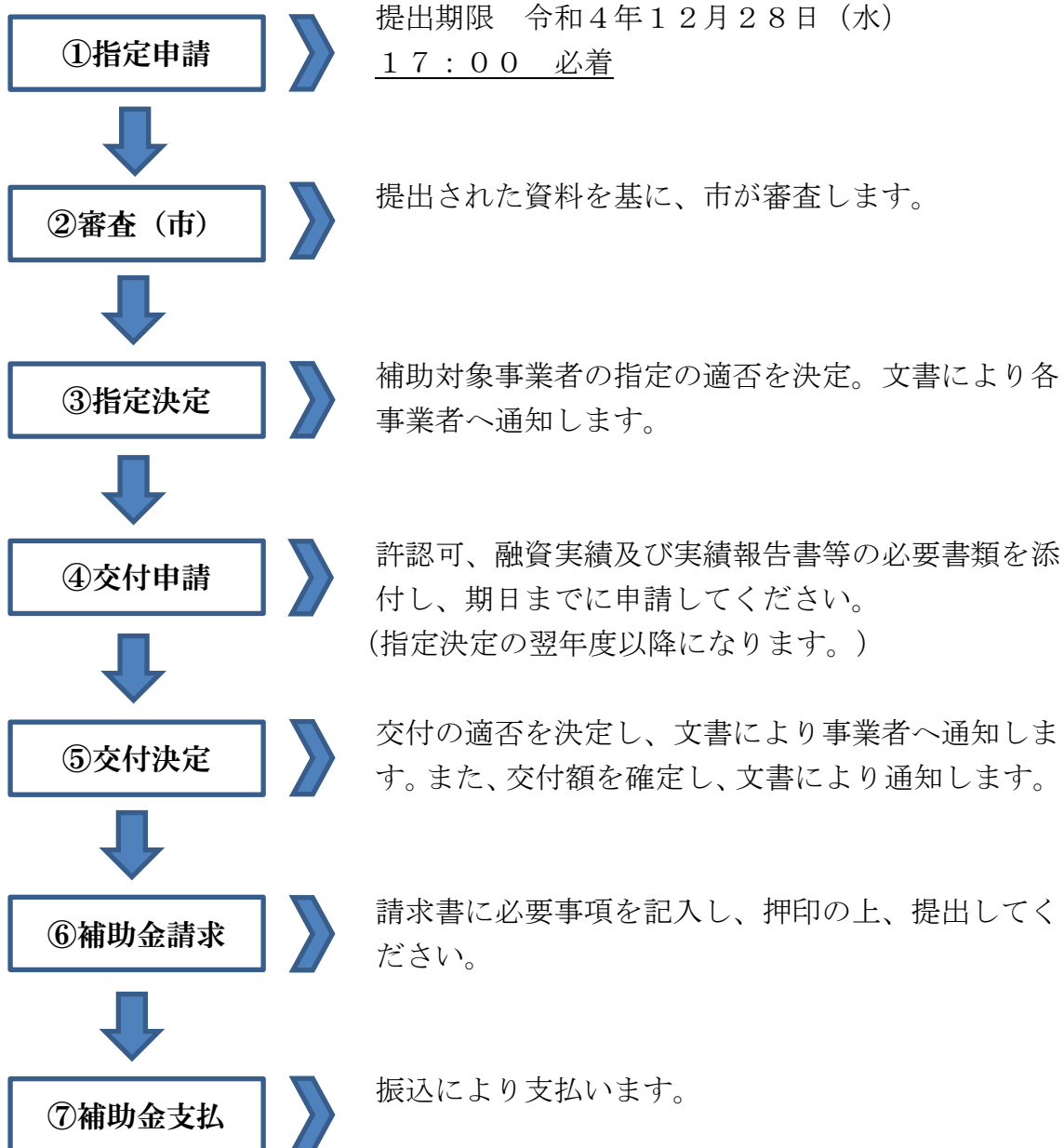
3 支援内容

- (1) 補助金額：府制度融資及び城陽チャレンジスクエア参画機関が取り扱う融資の支払利子のうち年利1.4%を補助。
- (2) 補助対象期間：融資を受けた日（指定を受けた年度より前に融資を受けている場合は指定を受けた年度の4月1日）から2年間。
- (3) 上限額：1年あたり10万円
- (4) 事業スキーム（指定申請から指定決定まで）



※まちなかにぎわいづくりビジネスプランコンテストの支援を受けることも可能です。

4 手続きの流れ



5 内容の審査

(1) 審査概要

- ・審査は書類審査にて行います。

(2) 審査項目

補助対象事業者としての要件（2 補助対象事業者を参照）を満たしているか確認します。

※審査内容等については、「創業支援ネットワーク城陽チャレンジスクエア」にて情報共有を行うため、指定申請時にご提出いただいた資料を城陽チャレンジスクエアにて共有することに同意いただいたうえで申請してください。

6 指定の決定について

内容の審査を経て、補助対象事業者の指定決定を行い、城陽市から通知いたします。審査結果によっては、指定されない場合がありますことをご留意ください。

7 書類の提出先、お問い合わせ

応募書類は、下記の提出窓口あてに郵送または持参いただきご提出ください。

【提出窓口】

〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

城陽市役所まちづくり活性部商工観光課（担当：福田、北澤）

TEL 0774-56-4018

FAX 0774-52-3020

E-mail shoko@city.joyo.lg.jp

8 指定申請

(1) 提出期限

令和4年12月28日（水） 17:00必着

(2) 提出書類

下記の書類（1部）を提出してください。

①申請書（様式2）

②添付書類・・・下表のとおり

- 事業計画・収支予算書・・・・・・・・・・・・・・・・（様式3または4）
- 城陽市地域貢献策計画書・・・・・・・・・・・・・・・・（様式5）
- 市税等の滞納がないことを証明する書類
- 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式6）
- その他参考となる書類（店舗の位置図、図面、外観、内装の写真等）

9 指定決定～交付申請

指定決定を受けた事業者は、補助金の交付申請書を提出してください。

（1）提出書類：下記の書類（1部）を提出してください。

- ①申請書（様式8）
- ②添付書類・・・下表のとおり

<全応募者共通>

- ①融資制度の利用を証明できる書類
- ②許認可を伴う業種であれば許認可証等の写し
- ③住民票（個人事業主の場合）もしくは履歴事項全部証明書またはその写し（法人の場合）
- ④補給対象利子額を明らかにする書類

<新規創業の方>（上記共通書類に追加）

- ・税務署受付印のある、個人事業の開業届出書控えの写しまたは法人設立届出書控えの写し

<第二創業の方で、個人の場合>（上記共通書類に追加）

- ・先代の廃業届
- ・後継者の開業届

<その他市長が必要と認める書類>

- 収支決算書（様式12）
- その他参考となる書類
（事業活動に関する写真、店舗の位置図、図面、外観、内装の写真等）

10 その他

・以下のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

- ① やむを得ない場合を除き、補助金の交付を受けた日から2年以内に事業を1月以上休止し、又は廃止したとき。
- ② 補助金の交付を受けた日から2年以内に、補助対象事業者としての要件を欠いたとき。

【参考】京都信用保証協会の保証対象業種

○所在地

- ・個人の場合、住居または事業所のいずれかが京都府内にある方
- ・法人の場合、京都府内に本店または事業所を有する方

○企業規模

資本金又は常時使用する従業員のいずれかが、下表の条件を満たしていれば対象となります。

業種	資本金	従業員
製造業等（下記以外の業種）	3 億円以下	300人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
サービス業	5,000 万円以下	100人以下
小売業	5,000 万円以下	50人以下
医療法人	—	300人以下

次の政令指定業種については以下の通りとなります。

業種	資本金	従業員
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ 及びチューブ 製造業並びに工業用ベルト製 造業を除く）	3 億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理 サービス業	3 億円以下	300人以下
旅館業	5,000 万円以下	200人以下

但し、次の方は、原則として対象から除かれています。

1. 次に掲げる業種を営む方
(1) 農業（園芸サービス業を除く。）
(2) 林業（素材生産業および素材生産サービス業を除く。）
(3) 漁業
(4) 金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く。）
(5) その他
・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業（まあじゃん屋・ゲームセンター及び料理旅館等飲食を伴うもので、明らかに食事の提供が主目的のものは除く。）、性風俗特殊営業、その他風俗上好ましくないもの。
・ 他に分類されないその他の生活関連サービス業のうち、易断所、観相業、相場案内業（けい線屋）
・ 競輪・競馬等の競走場、競技団
・ パチンコホール、その他の遊戯場のうちのゲームセンターのうちのスロットマシン場
・ 芸ぎ業（置屋、検番を除く。）
・ 娯楽に附帯するサービス業のうち、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等の予想業
・ 興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
・ 民営職業紹介業のうち、芸ぎ周旋業
・ 他に分類されないその他の事業サービス業のうち、集金業、取立業（公共料金またはこれに準ずるものに係るものを除く。）
・ 政治・経済・文化団体
・ 宗教
・ その他の保証対象として不適当と判断される業種
2. 許認可等を要する業種を営む方で、許認可等を受けていない方
3. 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分をうけている方
4. 手形の不渡りまたは電子記録債権の支払い不能後、6か月以上経過していない方
5. 代位弁済をうけ、その求償債権を完済していない方
6. 求償債務の連帯保証人となっている方
7. 延滞など正常でない保証取引中の方
8. 延滞など正常でない保証取引の連帯保証人となっている方
9. 3～8の方が代表者となっている法人
10. 3～8の法人代表者の方